

1. 件名：京都大学研究用原子炉排気筒解体物の保管状況等に係る面談

2. 日時：令和4年11月1日（火）14時05分～16時05分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（一部TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、奥山主任監視指導官、平野主任監視指導官、

福永原子力運転検査官、赤石行政事務研修員

熊取原子力規制事務所

大東事務所長、横山技術参与

京都大学

複合原子力科学研究所 副所長 他7名

5. 要旨

(1) 京都大学から、資料に基づき、研究用原子炉の鉄筋コンクリート製排気筒（以下「スタック」という。）の解体物に係る現在の保管状況や今後の対応等について、説明があった。

(2) 説明があった内容について、主に以下の確認等を行った。

- ・京都大学から、10月中旬までスタック解体物は設定期間を逸脱した一時管理区域に保管されており、不適切な管理状態であったため、必要な手続きを行い、一時管理区域の設定期間を来年3月まで更新した旨説明があった。また、今後スタック解体物の処分等が完了するまで、設定期間を1年毎に更新手続きを行う予定である旨説明があった。
- ・原子力規制庁から、現在の保管場所にあるスタック解体物が、地震等により移動し原子炉に影響を与えるかについて確認したところ、京都大学から、現在の保管場所から原子炉施設の反対方向に下りの傾斜があり、地震が起きた場合、スタック解体物は原子炉施設側に移動する可能性は小さく、原子炉に影響を与える可能性も小さい旨回答があった。
- ・原子力規制庁から、一時管理区域は目的があって設定するものであり、今回設定期間を延長することに対して、対応方針も未決定の状況では目的が明確ではないことから、目的及び目的に対応した設定期間を明確にするよう求めた。京都大学から、年度内に処分等の対応方針を決め、一時管理区

域の設定の目的を明確にする旨回答があった。

- ・また、原子力規制庁から、今後の対応に係る工程を明示するとともに、他の原子力事業者の前例を参考しながら、法令に基づき適切に対応するよう求めた。京都大学から承知した旨回答があった。

6. その他

資料 KURスタックの処理処分の方向性について